

※公募の詳細については、公募機関(厚生労働省)のwebサイトで必ず確認してください。

(H28.3.16現在)

## 【H28年度厚生労働科学研究費補助金(2次)】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114561.html>

平成28年4月20日(水)午後5時30分(厳守)

提出方法 e-Rad

### 【公募課題概要】

	研究費(年間)	研究期間	採択件数	概要(採用条件等)
<b>Ⅱ 疾病・障害対策研究分野</b>				
<b>1. 女性の健康の包括的支援政策研究事業</b>				
女性の健康における社会的決定要因に関する研究(28220101)	4,000～5,000千円程度	1年間	1課題程度	<p>「目標」 女性はライフステージごとに求められる社会的役割が多様であり、また、女性の身体もライフステージごとに劇的に変化するという特性があることを勘案し、女性において健康状態に影響の大きい社会的決定要因を明らかにし、更に、女性の教育、就業、結婚、子育てなど女性を巻く社会環境が近年大きく変化している中で、ライフコースを通じた社会的条件・役割の蓄積や変化がライフステージ毎にどのように健康影響として現れるのかということ明らかにすることを目標とする。また、今後日本全体で起こってくる高齢化の更なる進展と人口減少という大きな人口構造の変化や、社会経済状況やライフスタイルの変化を見据え、将来的に問題となる女性の健康状態や疾病構造を予測した上で、女性の健康増進のために必要な対策を明らかにすることを目標とする。</p> <p>「求められる成果」 ・女性の健康に影響を与える社会的決定要因とそのエビデンスレベルを示す資料(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集等)。ただし、社会的決定要因を示す際には、それがどのような経路で健康に影響を及ぼすのかという経路についても可能な限り示すこと。また、社会的決定要因について、男女間及び女性内の世代間の共通性と差異について、またその日本的特徴についても考察すること。 ・女性の健康に影響を与える社会決定要因に関する既存の文献のレビュー。 ・現在自治体、民間団体等で行っている女性の健康増進施策の好事例の調査。 ・今後の社会構造の変化に伴う女性の健康問題と疾病構造の予測、及び女性の健康増進のために必要な対策の考察。</p>
<b>2. 障害者政策総合研究事業</b>				
①発達障害者への支援を緊急時(犯罪の被害や加害、災害など)に関係機関が連携して適切な対応を行うためのモデル開発に関する研究(28131301)	3,000千円程度	1年間	1課題程度	<p>「目標」 言語表現や理解が苦手であったり、会話ができてその内容が過度に冗長、視線が極端に合わなかったりなど、発達障害者のコミュニケーション場面の特性があることで、緊急時(犯罪の被害や加害、災害など)に警察や避難所責任者などの対応が困難になることがある。このような場合には、警察や避難所責任者などが対応できるように知識や技術の普及を推進する一方で、発達障害者支援の専門家が事態をこじれさせる前の早い段階で警察や避難所責任者などのサポートを行うしくみが必要である。 本研究では、緊急時に関係機関が連携して発達障害児への適切な対応を行うための実践モデル開発を行う。また、本研究で開発するモデルを都道府県・政令市において導入するためには、平成26年度から障害者総合支援法における地域生活支援事業に位置づけている“発達障害地域支援マネジャー”の活用が効果的と考えられるため、本研究結果を平成29年度から「発達障害地域支援マネジャー研修(国研修)」のテキストに反映することとする。</p> <p>「求められる成果」 ①本課題に関する先行研究や国内外の実践事例の調査結果をまとめたもの。 ②本研究のモデルの開発手続き、結果をまとめたもの。 ③①、②を反映した研修テキスト案。</p>
②意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法に関する研究(28131401)	5,000～7,000千円程度	最長2年間	2課題程度	<p>「目標」 平成29年度末までに、意思疎通が困難な者に対する情報保障について、人的及び支援機器、ICT技術などによる障害種別ごとの障害特性に応じた支援手法について、その効果的な活用方法等についてガイドラインを作成する。</p> <p>「求められる成果」 ・視覚、聴覚、言語機能、音声機能、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病といった障害種別ごとに求められる支援手法についてまとめたもの ・支援手法の妥当性及び効果等を示す資料</p>

3. 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業				
①成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの構築に関する研究(28140401)	15,000千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 成人の侵襲性細菌感染症に関して、我が国の予防接種施策の効果を評価するとともに、発生動向の把握及び病原体の感染拡大機序等を検討するため、疫学情報及び病原体に関する詳細な情報を得る。</p> <p>「求められる成果」 我が国において、感染症法に基づき全数を把握するための医師の届出対象疾患となっている成人の侵襲性細菌感染症(侵襲性肺炎球菌、侵襲性インフルエンザ菌、侵襲性髄膜炎菌、劇症型溶血性レンサ球菌等)について、サーベイランス体制を構築して下記に関する疾病及び病原体に関する詳細な評価等を行う。</p> <p>1.侵襲性肺炎球菌について平成25年4月に小児に対する肺炎球菌感染症が、平成26年10月に高齢者に対する肺炎球菌感染症が定期接種対象疾患となったこと等による、予防接種の効果及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防に使用するワクチン製剤の更なる検討のため、血清型等の詳細を含む疾病動向の調査を実施する。</p> <p>2.侵襲性インフルエンザ菌について平成25年4月に小児に対するヘモフィルスインフルエンザ菌b型(Hib)感染症が定期接種対象疾患となったこと等から、成人における侵襲性インフルエンザ菌に及ぼす影響について評価を実施するとともに、当該感染症が侵襲性感染症に至る病原性因子について検討する。</p> <p>3.侵襲性髄膜炎菌について疾病の特性として、集団感染を生じること、感染者が短時間で死亡等を含む重篤な病態に陥ることがあること等から、報告された疾患の病原体の血清型や遺伝子情報等の詳細を評価し、症例の積極的疫学調査のための追加情報及び世界的な発生動向についての情報を得る。</p> <p>4.劇症型溶血性レンサ球菌について疾病の特性として、感染者が短時間で死亡等を含む重篤な病態に陥ることがあること、近年の報告数が増加傾向にあること等から、病原性因子等の細菌学的特徴について評価を行い、疾病の転機及び感染の拡大の原因等についての知見を得る。</p> <p>5.その他 その他の成人の侵襲性細菌感染症等について、流行状況等に応じて、必要となる病原体に関する詳細な情報を得る。</p>
②国内の病原体サーベイランスに資する機能的なラボネットワークの強化に関する研究(28140501)	10,000千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 危機的な感染症の発生に対応するため、全国規模で機能的に統一された病原体診断とサーベイランス実施が可能な国と地方衛生研究所との病原体検査ネットワークを構築、維持することにより、地方衛生研究所の質の向上を図る。</p> <p>「求められる成果」 細菌・ウイルス・真菌・寄生虫などの病原体のうち、平成28年度は特にカルバペネム耐性腸内細菌科細菌等の病原体について、サーベイランス検査の精度管理、診断検査法の構築、改良・マニュアル作成、研修会の開催等を通じて、正確な病原体診断の実施を行い、我が国の行政機関における病原体診断能力を維持・向上する。これにより、ウイルス・細菌・真菌・寄生虫などあらゆる病原体を想定し、危機的感染症に備える体制を整備する。対象とする病原体については、公衆衛生上問題となる蓋然性の評価を行うとともに、地方衛生研究所の全国協議会を通じて地方衛生研究所のニーズを把握することで、選定する。</p>
③エンテロウイルス等感染症に係る急性弛緩性麻痺等の神経疾患の原因究明に資する疫学研究(28140601)	5,000千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 小児の急性弛緩性麻痺が複数報告されており、エンテロウイルスD68との関連を含め原因究明の必要性について指摘されている。急性弛緩性麻痺、急性脳炎・脳症等の急性に経過する神経疾患は、ウイルス学的検討を行うなどの実験室診断を含めた検討が必要であるが、今般の国内例においては十分な検討結果が得られていない。</p> <p>本研究において、エンテロウイルス等感染症に係る急性弛緩性麻痺等の神経疾患に関して我が国における実態を把握するとともに、その検査・診断方法を確立し、急性弛緩性麻痺、急性脳炎・脳症の原因究明に資する。</p> <p>「求められる成果」 エンテロウイルスD68との関連が示唆されている急性弛緩性麻痺について、適切な検体を収集、検査方法を確立、症例を定義する等して、診療の質の向上を図るとともに、急性弛緩性麻痺、急性脳炎・脳症についての原因を明らかにする。</p> <p>対象症例に対して、我が国における実態把握を行う。</p>
III.健康安全確保総合研究分野				
1. 地域医療基盤開発推進研究事業				
①歯科医師の養成及び評価に関する総合的研究(28170501)	1,400～1,600千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 歯科医師の資質向上を図るうえで、特に新規参入歯科医師の資質向上が重要であることから、平成30年度に開始予定の歯科医師臨床研修制度見直し検討会における基礎資料となるデータを収集し、質の高い歯科医師の養成のための研修プログラムや評価の項目等を提示する。</p> <p>「求められる成果」 ・臨床研修施設、指導歯科医、研修プログラム(研修内容、症例数、実施体制等)の評価・検討及び望ましい研修実施体制、到達目標等について検討。 ・指導歯科医講習会やプログラム責任者講習会のカリキュラムの見直し、受講体制等について検討。 ・その他、歯科医師国家試験や歯科医師の生涯研修等に関する内容。</p>

②看護師の特定行為に係る研修制度の普及等に関する研究	3,000千円程度	1年間	1課題程度	<p>「目標」          看護師の特定行為に係る研修制度については、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的とし、平成27年10月1日に施行されたところである。          医療のニーズが高まる中で、患者に適時に適切なケアを提供するため、多くの看護師が、質の高い指導の下で特定行為研修を修了していただく必要があり、指導者に対する講習会は重要である。指導者講習会は、指導者の知識及び技術の均てん化のため、標準的なプログラムを踏まえて行う必要があり、指導者の役割や様々な機関が実施している指導者講習会の実態等を踏まえつつ、指導者講習会の標準的プログラム等を検討する必要がある。また、医療現場において、手順書により患者に安全な特定行為が実施されるためには、特定行為の実施に係る適切な手順書が作成及び検証が行われることが必要である。          このため本研究では、平成28年度1年間で、指定研修機関や指導者講習会を行おうとする病院団体等が用いる看護師の特定行為に係る実習等の指導者講習会の標準的プログラムを作成するとともに、特定行為研修を修了した看護師が勤務する医療機関等が手順書の準備や活用の方法を確認でき、さらなる医療の安全の確保及び質の向上を図ることができる手順書の作成及び検証方法等に関するヒント集の作成を行うことを目標とする。          「求められる成果」          特定行為研修の指導者の役割等に関する調査を踏まえ、看護師の特定行為に係る実習等の指導者講習会の標準的プログラムの開発を行う。          また、特定行為の実施に係る手順書が、医療安全の観点から踏まえつつ医療現場において円滑に普及されるよう、特定行為の実施に係る手順書の医療現場での作成・検証等の実態等についての調査を踏まえ、手順書の作成及び検証方法等に関するヒント集を作成する。          これらについては、関係団体及び医療機関等に広く周知普及を図るとともに、平成29年度には審議会等における特定行為研修制度の検討の基礎資料としても活用する。</p>
③臨床効果データベースを効率的に構築・運用する方法等に関する研究(28172201)	10,000千円程度	1年間	1課題程度	<p>「目標」          先行する平成27年度厚生労働科学研究「臨床効果データベースの連携及び効率的運用のための研究」の研究結果や、AMEDにおいて実施される臨床研究等ICT基盤構築研究事業のうちの「臨床研究ICT基盤の構築に関する研究」(平成27年度研究及び平成28年度研究)と連携しながら、個人情報保護法改正等に係るデータベース運用上の課題整理、その他以下の検討・開発及び施行          ①各データベース間でのデータの共有に必要なデータ様式の標準化その他データ共有に必要な手法          ②データベースへの入力の手軽さを軽減するための電子カルテ等を活用した運用方法等の標準化その他必要な手法等効率的に新たな臨床効果データベースを構築する際に必要な方法論の整理を行い、データベースの対象領域拡大や構築の効率化に資することとする。          「求められる成果」          各データベース間でのデータの共有のために必要なデータ様式の標準化や、データベースへの入力の手軽さを軽減するための電子カルテ等を活用した運用方法等の標準化、及びその他必要な手法の検討・開発及び試行など、臨床効果データベースを効率的に構築・運用するための方法論の整理を行う。</p>
2. 労働安全衛生総合研究事業				
①経済情勢等が労働災害発生動向に及ぼす影響等に関する研究(28180501)	2,000～4,000千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」          近年、産業の高度化・多様化に伴い、労働災害の形態も多様化している。また、経済情勢が労働災害発生動向に影響を及ぼすメカニズムは複雑化しており、行政による労働災害防止対策の効果の測定が難しくなっている。労働災害は長期的には減少してきたものの、近年減少傾向は鈍化してきており、第12次労働災害防止計画の目標達成も危ぶまれる状況にある。そこで、国内総生産、鉱工業指数等の経済指標が各産業における労働災害発生動向に影響を及ぼすメカニズムについて解析し、それを踏まえた効果的な労働災害防止対策についての提言を得ることを目標とする。          「求められる成果」          ・経済情勢と労働災害発生動向との関係に関する解析          ・職場における労働災害防止対策が経済情勢により受ける影響に関する事例の収集(労働災害の統計や事例については、当省から提供する)          ・効果的な労働災害防止対策についての提言</p>
3. 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業				
①医薬品等の広告監視の適正化を図るための研究	2,500千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」          医薬品等の広告監視については、医薬品医療機器法及び医薬品等適正広告基準の規定に基づき、医薬品の製造販売業等の許可権限を有する各都道府県の事務として実施されている。適正広告基準は、医薬品等の虚偽、誇大な表現等の排除による広告の適正化を目的に、広告作成における基本的な概念を示したものであり、この基準の運用の適正化を図るため、別途、国においてその解釈等を運用指針として示してきたが、セルフメディケーションの推進や広告媒体の多様化等、医薬品等の広告を取り巻く状況は変化している。このため、広告の監視指導の現状を精査するとともに、国及び都道府県等の行政機関による広告監視指導の運用について一層の適正化・明確化を図る。          「求められる成果」          ・国及び都道府県等における広告監視の実態、具体的違反事例等の調査          ・関連業界団体における自主ガイドラインの調査、及び当該ガイドラインと適正広告基準及び運用指針との整合性の確認          ・医薬品等ごとの特性、販売促進の手法等の広告実態に応じた、国及び都道府県等の行政機関による広告監視に関する運用指針(案)の策定</p>

②規制薬物の分析と鑑別等に関する研究	5,000千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」  乱用される規制薬物の有効な取締のために規制と同時に鑑定機関に対して分析法を提示する必要がある。適時に有用な分析法がなければ、その取締に支障を来す。乱用薬物は様々な形態があるうえ、複数の成分が混在していることも多く、それらから規制薬物を確実に同定できる方法が必要である。また、植物については、成分の分析だけではなく、植物種の同定のため遺伝子解析などが必要だが、情報が不足している。  このため、規制薬物の効果的な鑑別等を行うための手法を確立する。</p> <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに規制された乱用薬物の分析法の迅速な開発</li> <li>・使用罪に対応するため、それらの代謝物の解析</li> <li>・乱用される植物について、成分分析、遺伝子解析による鑑別法の開発</li> </ul>
--------------------	-----------	-------	-------	--